

変更契約の締結及び専決処分の予定について
(仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業1 事業名 (仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業
(令和3年第1回定例会議決)

<本契約締結日> 令和3年3月22日

<事業期間> 本契約締結日から令和21年3月31日まで

<相手方> 青森ひと創りサポート株式会社 代表取締役 黒川 明彦

本事業は、設計、建設に加え、15年間の維持管理・運営業務を一体で事業契約を締結。

○当初契約額 : 10,774,063,520円

○第1回変更後契約額 [令和5年2月専決]
: 11,163,327,120円 (当初比 389,263,600円増 3.61%増)○第2回変更後契約額 [令和6年3月専決]
: 11,496,517,120円 (当初比 722,453,600円増 6.71%増)○第3回変更後契約額 [令和7年1月専決]
: 11,623,262,879円 (当初比 849,199,359円増 7.88%増)

2 変更内容

(仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 事業契約書 (第67条及び別紙6第4項) の物価変動に基づく改定は、維持管理・運営費 (サービス対価C)、修繕・更新費 (サービス対価D)、光熱水費 (サービス対価E) の費用については、事業契約に定めた額を基準額とし、業務毎の指標について、前回改定年度の物価変動を勘案して設定した改定率を乗じ、各業務の費用として反映させることとしている。

このたび、前回改定時の令和5年度から令和6年度までの指標の変動率が3%以上の変動が認められたことから、事業契約書に基づき、物価変動による契約金額の増額変更を行おうとするもの。

区分	指標		
	令和5年度(a)	令和6年度(b)	変動率(b/a)
維持管理・運営費 (サービス対価C)	103.9	107.9	3.84%
修繕・更新費 (サービス対価D)	103.9	107.9	3.84%
光熱水費 (サービス対価E)	106.6	114.9	7.78%

※指標

維持管理・運営費 (サービス対価C) 及び修繕・更新費 (サービス対価D) は「賃金指数」 (厚生労働省公表)、光熱水費 (サービス対価E) は「消費者物価指数」 (総務省統計局公表) を適用

3 契約金額

区分	金額	処理
現契約	11,623,262,879円	R7 1月専決処分
変更契約 (予定)	11,746,336,126円 [前回との比較] 増 123,073,247円 [当初との比較] 増 972,272,606円 (9.02%増)	R8 1月専決処分予定 R8 第1回定例会報告予定

4 変更契約予定 令和8年1月中を予定

○地方自治法(抄)
第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。
 ② (略)

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
 二~八 (略)

○(仮称) 青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 事業契約書 (抜粋)

(サービス対価の改定等)
第67条 市は、サービス対価について、別紙6第4項に定めるところにより賃金又は物価変動に基づく金額の改定を行う。

別紙6 (第67条関係) 抽出

4. サービス対価の改定について

(1) サービス対価の改定に関する基本的な考え方
サービス対価について、物価変動を踏まえて、一定の改定を行う。

(2) 物価変動に基づく改定

c サービス対価Cの改定

(b) 供用開始2年目(令和7年度)以降については、前回改定時に比べて3%以上の変動(ただし消費税の税率の変更による影響を除く。)が認められる場合に、サービス対価Cを以下の算式に基づいて改定する。以降、物価変動に伴うサービス対価Cの見直しを毎年行うこととする。

d サービス対価Dの改定

サービス対価Cの改定方法と同様とする。

e サービス対価Eの改定

供用開始2年目(令和7年度)以降については、前回改定時に比べて3%以上の変動(ただし消費税の税率の変更による影響を除く。)が認められる場合に、サービス対価Eを以下の算式に基づいて改定する。以降、物価変動に伴う対価の見直しを毎年行うこととする。

